

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月24日

つくば市長 市 原 健 一

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年1月21日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成27年9月24日 午後7時30分頃

2 事故発生場所

つくば市西平塚147-1地先の市道1級52号線

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

道路が陥没していたため、市道を走行中の相手方自転車の後輪ホイール及びタイヤを破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金3,969円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。